

試験実施要領

学則第15条・細則第8条に基づく「試験実施要領」による

1 受験資格

授業科目ごとその授業の3分の1以上を欠席した者は試験を受けることができない。
ただし、次の各号に該当すると認められたときは受験することができる。

- 1) 欠席の理由がやむを得ないものである場合
 - (1) 公認欠席
 - (2) 感染症による出校停止
 - (3) 病気によるもの（必要書類を添付）
- 2) 欠席した授業時間数に相当する補習をしたとき

2 試験の方法

授業科目ごとに時間を定めて行う。ただし、授業内容ごとに試験を行う場合がある。
試験は筆記試験、レポート、実技試験、口頭試験、またはこれらの併用とする。

3 成績の評価

- (1) 成績の評価は100点をもって満点とし60点以上を合格とする。
- (2) 成績評価は80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとする。
- (3) 単位認定申請授業科目の評価は他の学校等における評価点とし、本校の評価基準に置き換える。
- (4) 授業内容ごとに試験を行う授業科目については、全ての試験受験終了後に成績評価を行う。

4 追試験及び再試験など

(1) 追試験

試験当日に欠席した者は、試験を受けることができない。
追試験許可願を担当教員に提出し、校長の許可を得て受験することができる。
追試験の評価は8割とする。

(2) 再試験

試験の成績が合格点に達しない学生は、再試験願を担当教員に提出し、校長の許可を得て受験することができる。
再試験に合格した場合の評価は60点とする。

5 試験実施時の留意事項

- (1) 試験時の遅刻は15分以内の遅刻であれば受けることができる。
- (2) 試験実施内に教室を出る場合は、試験開始後30分までは教室を出られない。
また、終了10分前からは出てはいけない。
- (3) 試験の実施方法がレポートによるときは、提出期限（日時）を過ぎた場合、評価できない。